

消費生活情報おかやま

～小中学生から賢い消費者になるために～

令和7年12月16日
岡山市消費生活センター



年末年始 子どもの買い物トラブルに気をつけて！



①子どもでも簡単に支払えるネット通販にご注意

- 買い物時にお金がなくても先に商品を手に入れ、後からコンビニ等で代金を支払う「コンビニ後払い決済」は、ネット通販でよく利用されています。決済サービスによっては電話番号等の簡単な情報だけで利用できるため、クレジットカードなどが持てない子どもでも利用できるものの、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。
- コンビニ後払い決済を使う際は、必ず保護者等の同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうか確認しましょう。



②通信販売はクーリング・オフできません

- ネット通販等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件については販売店の規約に従うことになります。
- 通信販売での買い物は、保護者と一緒にするか、ルール等を家族でよく話し合っておきましょう。
- 「未成年者取消権」が適用される場合があります。困ったときは、消費生活センター等に相談してください。(下記参照)



③親のクレジットカードは「許可あり」でも本人以外の使用は禁止です 子どもや親戚など近い人物だとしても使えません。そのため、カード契約者である親が管理を徹底する必要があります。

自分の大事な子どもを犯罪者にしないためにも、自分が傷つかないためにも…

「許可なし」で子どものクレジットカード不正利用を未然に防ぐには？

- 「クレジットカードとはどんなものかということ」について、子どもの判断力、年齢に合った説明をしていきましょう。
 - ◇「クレジットカードとはお金と一緒にある」ということ
 - ◇「お財布からクレジットカードを抜いたらお金を取ったのと同じである」、
 - ◇「クレジットカードを利用したらお金を使ったのと同じである」と教えてあげましょう。
- クレジットカードを安易な場所に置かずにきちんと保管しましょう。



岡山市公式LINEで最新の消費生活情報をチェック！受信ジャンルで「消費生活・防犯」を選択し、設定してください。



消費者トラブルでお困りの方は ご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 ☎ 086-803-1109

(消費者ホットライン188も可)

相談時間 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

来所相談 市役所本庁2階 (岡山市北区大供1丁目1番1号)

インターネット相談(24時間受付)

